

いなべ市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等（公の施設の指定管理者、社会福祉法人あじさいの家）の監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果報告を次のように公表する。

平成30年3月12日

いなべ市監査委員 羽場 恭博

いなべ市監査委員 鈴木 順子

平成 2 9 年度

指定管理者監査結果報告書

(社会福祉法人 あじさいの家)

いなべ市監査委員

# 財政援助団体等の監査

## 第1 監査実施年月日及び監査対象

財政援助団体等の監査（公の施設の指定管理者監査）

実施年月日	対象団体	所管課
平成30年2月5日	社会福祉法人 あじさいの家	福祉部 社会福祉課

## 第2 監査の概要

### 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

### 2 監査の対象

社会福祉法人あじさいの家における執行事務のうち、平成29年度の公の施設（山郷重度障害者生活支援センター）の管理運営に係る出納、その他の事務の執行について監査を実施した。

### 3 監査の主眼

- ・ 施設は条例及び協定書の定めるところにより適正に管理されているか。
- ・ 施設に関わる収支会計経理は適正に行われているか。
- ・ 利用料金の設定は適正に行われているか。
- ・ 管理規程、経理規程等の整備はなされているか。
- ・ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。

## 第3 監査の方法

平成29年度の施設管理の実施状況について、提出を求めた監査資料に基づき、関係者から説明を聴取するとともに、当該施設運営に係る関係諸帳簿、証拠書類等の照合、調査する方法で監査を実施した。

## 第4 監査の結果

第3のとおり監査を実施した結果、条例及び基本協定書に沿って施設の管理運営、事務処理が執行されており、おおむね適正であると認められた。

なお、監査の過程において気付いた事務処理上の軽易な事項については、その都度口頭により善処方を指示した。

## 1 監査対象の概要

名称・代表者	社会福祉法人 あじさいの家 理事長 武藤輝彌
事務所所在地	いなべ市北勢町其原784番地1
基本協定締結年月日	平成28年4月1日
目的及び事業	<p>多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>主な事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 生活介護事業</li><li>2. 施設の利用承認に関する業務</li><li>3. 施設の利用に係る料金の収受に関する業務</li><li>4. 施設の維持管理に関する業務</li><li>5. 前各号に掲げる業務に付随する業務</li></ol>
組織構成	《役員》法人理事6人、監事2人 《職員》職員25人
業務内容	山郷重度障害者生活支援センター管理運営 (平成28年4月から)

## 2 公の施設の指定管理

### (1) 指定管理の内容

山郷重度障害者生活支援センターは、平成28年4月1日から社会福祉法人あじさいの家が、山郷重度障害者生活支援センターの管理に関する基本協定書により当施設の指定管理者となっている。

- ・ 協定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- ・ 指定管理料 2,300,000円 (平成29年度)

業務の細目は「山郷重度障害者生活支援センターの管理に関する基本協定書」の定めるとおりとする。

(2) 施設の概要

施設 山郷重度障害者生活支援センター

所在地 いなべ市北勢町其原784番地1

(3) 施設利用及び収支の状況

利用者実数22名（うち1名は不定期利用）

曜日別利用者数

（単位：人）

曜日	月	火	水	木	金	1日平均
男	12	12	14	13	13	12.8
女	4	3	3	5	3	3.6
計	16	15	17	18	16	16.4

年齢別利用者数

（単位：歳）

年齢	20～29	30～39	40～49	50～	計	平均年齢
男	8	6	1	2	17	32
女	2	2	1	0	5	33.4
計	10	8	2	2	22	32.3

3 指摘事項

施設は協定書に基づき適切に管理されていたが、提出された事業報告書が基本協定書の示す事項の不明確なものが見受けられたことから、指定管理基本協定第20条の報告の充実を図りたい。所管課は協定書に基づき適切な指導に努めること。

4 所見

山郷重度障害者生活支援センター施設について、多くの課題を抱えながらも指定管理者として適正に管理されている。施設の営繕も利用者の声に応えられるよう努められている。また施設内行事や交流会など積極的に取り組まれており、その活動内容は広報誌を発行してPRにも努めている。

協定書に基づき防災・防犯その他不測の事態に対応できるマニュアルが作成され、事故対応に努めている。このマニュアルについて、職員への周知徹底を図り通所者の安全確保に努められたい。

家族の事情や環境の変化、個々の体調の変化など緊急時にも対応できるよう職員の配置と体制を整え、支援におけるすべての活動が円滑で正確に機能するよう職員間の協力体制に努められたい。

以上